

V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

1 サービスの提供に係る人材の研修

- 利用者ニーズやサービス体系に対応するため、指定研修事業者と連携し、質の高い従事者の養成に取り組みます。

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保

- 栃木県福祉人材・研修センターと連携の上、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等の支援に係る人材の確保を図ります。

(2) 相談支援専門員の養成

- 相談支援専門員は、障害児・者の希望する社会生活の実現のため、サービス等利用計画の作成やモニタリング、地域移行支援、地域定着支援を行い、各サービス提供事業者間の連携を図るなど重要な役割を担っています。
- 資質向上のための研修を実施することにより、質の高いケアマネジメントを実践できる相談支援専門員の養成に取り組みます。
- また、地域の相談支援体制の充実を図るため、相談支援において指導的役割を担う人材の養成に取り組むとともに、定期的な情報交換や研鑽に取り組むことができるよう支援します。
 - ① 初任者研修（資格取得研修）
新たに相談支援に従事する者を養成します。
 - ② 現任研修（更新研修）
現に相談支援業務に従事している相談支援専門員の資質向上を図ります。
 - ③ 専門コース別研修（スキルアップ研修）
専門性の高い相談に対応できる相談支援専門員を養成します。
 - ④ 主任研修
地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成します。

(3) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）は、利用者のニーズと将来像の実現のために、サービス提供のプロセス全体を管理する責任者です。
- サービスの質の確保に必要な知識や技術を有するサービス管理責任者等を確保するため、指定研修事業者と連携し、サービス管理責任者等の養成に取り組みます。
 - ① サービス管理責任者等研修受講資格取得研修
サービス管理責任者等基礎研修の受講資格を得るための研修です。
 - ② サービス管理責任者等基礎研修
サービス管理責任者等として必要な知識や技術の習得を図ります。
 - ③ サービス管理責任者等更新研修
現にサービス管理責任者等に従事している者等の資質向上を図ります。

(4) 喀痰吸引等研修認定特定行為業務従事者の養成

- 喀痰吸引等制度は、医療関係の資格を有しない者は行うことができないたんの吸引及び経管栄養の医療行為（特定行為）について、研修を修了し県の登録を受けることにより、介護職員等（生活支援員、居宅介護ヘルパー等）が特定行為を行うことができる制度です。
- 障害福祉サービス事業所等に対する制度の周知等により、認定特定行為業務従事者の養成を図り、医療的ケアが必要な障害児・者の支援の充実を図ります。

(5) 強度行動障害支援者の養成

- 行動障害を有する人のうち、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等の危険が伴う行動が頻回に出現するなど、処遇が困難な方（いわゆる「強度行動障害」を有する者）もいますが、適切な支援や働きかけにより、行動障害の軽減が可能であると考えられています。
- サービスの質の向上、家族や支援者の負担軽減、行動障害を有する人の危険を伴う行動の減少を図るため、指定研修事業者と連携し、障害特性の理解に基づく適切な支援ができる人材の養成に取り組みます。
 - ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
強度行動障害を有する方に、適切な支援を行うことができる人材の養成を図ります。
 - ② 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
強度行動障害を有する方に、適切な支援のための適切な支援計画を作成することができる人材を養成します。

2 指定障害福祉サービス事業者等に対する第三者の評価

- 指定障害福祉サービス事業者等の質の向上を図り、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、第三者による評価を推進し、第三者評価の受審を促進するため、当該制度について、普及・啓発に努めます。